

会員の皆様、こんにちは。

日経平均株価は、リーマンショック以来の高値を更新したそうです。様々な経済対策が奏功した結果ともいえましょう。しかし一方で、国民の間の格差も報じられています。

多くの方は「生活困窮」という言葉を我が事とは思えなくても、社会には囂らずして困窮に陥る人がいるのも事実です。それらの人々にセーフティネットが用意されていればこそ、社会は安定し、安心して将来設計を描けるようになります。今回、10月1日から生活困窮者対策が強化されるのを機に、その内容にスポットライトを当てています。ご一読ください。

石田まさひろ政策研究会

## 全ての国民の笑顔を目指して

### ■憲法 25 条の精神を具現化

国民が安心して笑顔で暮らせるよう国は様々な施策を実行している。その背景には、憲法 25 条に規定された「生存権」がある。

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という有名な条文で、学校で暗記させられたという方も多いのではないだろうか。

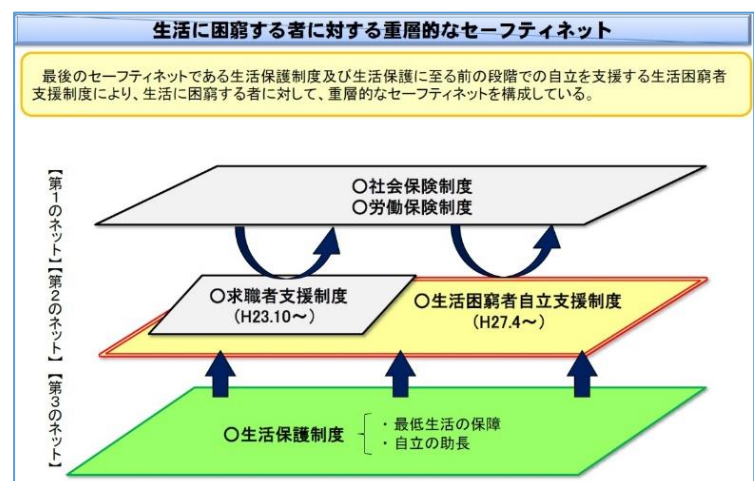
厚生労働省では、この条文の精神を具現化すべく社会福祉制度の充実に努めているところであるが、本日は、10月1日から施行された「生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化」についてお知らせしたい。

### ■重層的なセーフティネット

経済のグローバル化に伴い、日本企業は海外勢との激しい競争にさらされることとなった。その中で、経済格差が広

がったともいわれている。セーフティネットとしては、生活保護制度も確立されているところではあるが、これは「最後のセーフティネット」と言われていて、実は、その前段階として2つの制度が用意されている。

第一は、社会保険制度や労働保険制度である。そして、第二段階として用意されたのが、「生活困窮者自立支援制度」な



のである。日本には、3層にわたる重層的なセーフティーネットが制度化されていることになる。

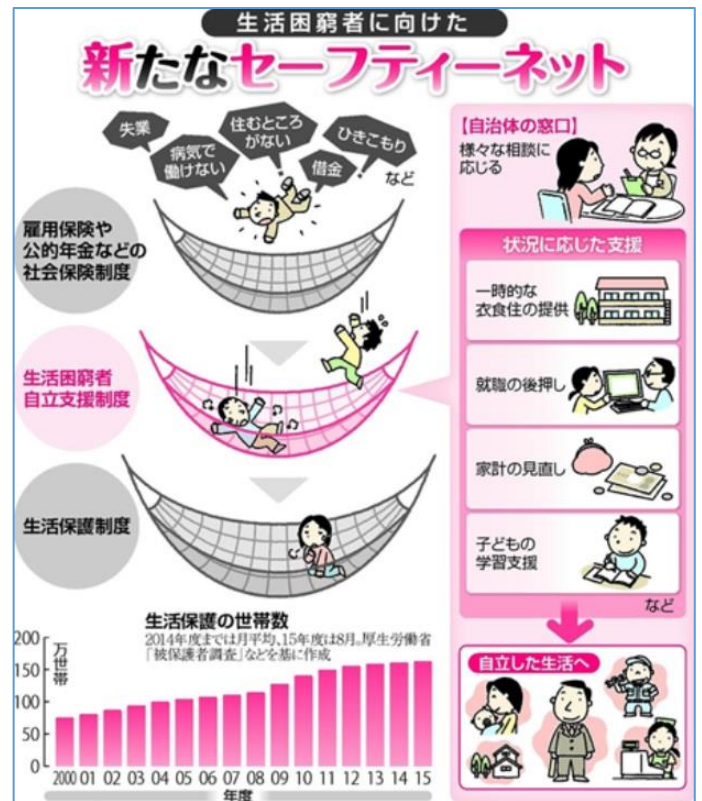
### ■個人に寄り添った包括的支援を

生活困窮者自立支援法は、2015年に制定された。この3年間、生活保護に至る前段階の生活困窮者の自立と尊厳を尊重しながら、個人に寄り添った包括的支援が実践され成果をあげてきた。その一方で、支援メニューの不足、自治体の取り組みのばらつき等の課題も生じたため、今年の通常国会で法改正がなされたところである。この改正によって、自治体においては関係機関が協同する「支援会議」が設置されるほか、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業が今まで以上に一体的に実施されることとなる。また、経済格差によって子どもの学習機会が奪われないよう、「子どもの学習支援事業」も強化される。加えて、「一時生活支援事業」の拡充がなされ居宅支援が強化されるのも特徴である。

### ■松江市の取り組みを紹介

具体的には、「支援法」制定からの島根県松江市の例をご紹介したい。一時生活支援とは、どういう人が利用するのだろうか。利用に至った状況が松江市から報告されている。

- 解雇で社宅を退去して行き先がない。



- 離婚後に行き先がない。
  - 刑務所出所後の行き先がない。
  - 逮捕、拘留後釈放となり行き先がない。
  - 車上生活をしていて住まいがない
- などだ。市が一軒家を借り上げ、シェルターとして利用しており、様々な理由から行き先のない人の相談を受けている。居住の場がないということは、人間としての生活の基盤がないということだ。住民票がなければ就労にも支障をきたすし、自立へのモチベーションも湧きあがらないだろう。今後、更に住宅部局を福祉部局の連携が進むことを期待したい。

著者： へそだるま

このメールは送信専用メールアドレスから配信されています。ご意見は info@masahiro-ishida.jp までお寄せください。

【配信停止・設定変更】本メールサービスの解除を希望する方は、石田まさひろ政策研究会までご連絡ください。

【配信元】石田まさひろ政策研究会 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-1-1

Copyright© Masahiro ISHIDA all Rights Reserved ---掲載記事の無断転載を禁じます---